

議第 5 号

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
について

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

第 8 次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）が改正され、連帯保証人必置義務の撤廃及び災害援護資金の貸付利率を 3 % 以内で市町村が条例で定めることができるようになったため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年下呂市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 災害援護資金は、<u>保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p>2 <u>前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>	<p>(利率)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント</u>とする。</p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還<u>又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例要綱

1. 改正理由

第8次地方分権一括法により、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）が改正され、連帯保証人必置義務の撤廃及び災害援護資金の貸付利率を3%以内で市町村が条例で定めることができるようになったため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 貸付利率を3%から、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1%に改めます。また、保証人の連帯債務負担と保証債務には違約金を包含することを規定します。

（第14条関係）

- (2) 償還方法について、返済がしやすい月賦償還を追加し、保証人必置義務が撤廃されたことから、関係部分を削除します。

（第15条関係）

- (3) この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。

（附則関係）